

# 国保だより

問い合わせ

高齢者・保険課 国保年金係

☎72-2101(内線322・323・325)



## 国民健康保険の給付

国民健康保険(以下「国保」)では、被保険者の皆さんが医療機関などの窓口で被保険者証を提示し、医療費の一部(一部負担金)を支払うことで医療を受けることができます。

この他には、やむを得ない事情で医療費を全額支払った場合に、申請により保険適用分が払い戻される「療養費」、窓口で支払う一部負担金が高額となった場合に限度額を超えた分が支払われる「高額療養費」、出産した際に支給される「出産育児一時金」、被保険者が亡くなった場合に葬祭を行った方に対して支給される「葬祭費」などがあります。

### ◇病院などの窓口ではどのくらい負担するの？

被保険者が保険医療機関等に支払う一部負担金の割合は年齢等によって異なります。

年齢区分		負担割合	備考
義務教育就学前		2割	保険証に2割または3割の表記が入ります
義務教育就学～70歳未満		3割	
70歳以上75歳未満	※現役並み所得者	3割	
	上記以外	2割	

※現役並みとは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国民健康保険加入者がいる世帯のことです。

## 交通事故などにあつたときは「第三者行為による傷病届」の手続きを

交通事故など、第三者による行為が原因でけがをした場合の医療費は、原則として加害者が過失割合に応じて全額負担するべきものですが、届出によって国保の被保険者証を使用して、医療を受けることができます。国保で治療を受けると、国保は被保険者の医療費を一時的に立て替え、あとから加害者に費用を請求することになります。

このように、国保が費用の請求を行うために「第三者行為による傷病届」が必要となります。交通事故にあつたらすぐに警察に届け、事故証明書をもらうと同時に、国保の窓口への届出を忘れずにしましょう。

国保への届出の前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、示談後は国保が使えないので、示談をする前に必ずご相談ください。

## 国民健康保険税の減免・一部負担金の減免および徴収猶予

災害により死亡または家屋に重大な損害を受けたときや、失業など特別な理由により、生活が著しく困難になった場合、申請により、国民健康保険税が減免されたり、医療機関へ支払う一部負担金が減免および徴収の猶予がされたりする制度がありますのでご相談ください。